

平成 21 年第 5 回安城市議会臨時会付議案件

21. 11. 25

仮番	内 容			
1	議案番号	第78号議案		
	議案名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
	摘 要	人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、市議会議員の 期末手当を改定するもの		21. 12. 1～ (平成 22 年度以降 の支給に係る分は、 22. 4. 1～)
		議員の期末手当の改定		
	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数
	平成 21 年度	1.45 月分(支給済※)	1.65 月分(現行 1.75 月分)	3.1 月分(現行 3.35 月分)
	平成 22 年度 以降	1.45 月分 (現行 1.6 月分)	1.65 月分	3.1 月分
※ 平成 21 年 5 月の人事院勧告に準じ、平成 21 年度 6 月期における期末手当について 条例附則で 0.15 月分引き下げる特例措置を講じている。				
2	議案番号	第79号議案		
	議案名	安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
	摘 要	人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、特別職の職員 で常勤のものの期末手当を改定するもの		21. 12. 1～ (平成 22 年度以降 の支給に係る分は、 22. 4. 1～)
		特別職の職員で常勤のものの期末手当の改定		
	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数
	平成 21 年度	1.45 月分(支給済※)	1.65 月分(現行 1.75 月分)	3.1 月分(現行 3.35 月分)
	平成 22 年度 以降	1.45 月分 (現行 1.6 月分)	1.65 月分	3.1 月分
※ 平成 21 年 5 月の人事院勧告に準じ、平成 21 年度 6 月期における期末手当について 条例附則で 0.15 月分引き下げる特例措置を講じている。				
3	議案番号	第80号議案		
	議案名	安城市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
	摘 要	人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、教育長の期末 手当を改定するもの		21. 12. 1～ (平成 22 年度以降 の支給に係る分は、 22. 4. 1～)
		教育長の期末手当の改定		
	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数
	平成 21 年度	1.45 月分(支給済※)	1.65 月分(現行 1.75 月分)	3.1 月分(現行 3.35 月分)
	平成 22 年度 以降	1.45 月分 (現行 1.6 月分)	1.65 月分	3.1 月分
※ 平成 21 年 5 月の人事院勧告に準じ、平成 21 年度 6 月期における期末手当について 条例附則で 0.15 月分引き下げる特例措置を講じている。				

仮番	内 容																																																															
4	議 案 番 号	第 8 1 号議案																																																														
	議 案 名	安城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について																																																														
	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、職員の給与を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">21. 12. 1～ (平成 22 年度以降 の支給に係る分は、 22. 4. 1～)</p> <p>1 給料表の改定 給料月額についての引下げ（若年層（1 級から 3 級の一部まで）を除く。）</p> <p>2 期末・勤勉手当の改定 (1) 再任用職員以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="335 689 1417 1059"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 21 年度</td> <td>期末</td> <td>1.25 月分(支給済 ※)</td> <td>1.5 月分(現行 1.6 月分)</td> <td>2.75 月分(現行 3.0 月分)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.7 月分(支給済 ※)</td> <td>0.7 月分(現行 0.75 月分)</td> <td>1.4 月分(現行 1.5 月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.95 月分(支給済 ※)</td> <td>2.2 月分(現行 2.35 月分)</td> <td>4.15 月分(現行 4.5 月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 22 年度 以降</td> <td>期末</td> <td>1.25 月分(現行 1.4 月分)</td> <td>1.5 月分</td> <td>2.75 月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.7 月分(現行 0.75 月分)</td> <td>0.7 月分</td> <td>1.4 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.95 月分(現行 2.15 月分)</td> <td>2.2 月分</td> <td>4.15 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 21 年 5 月の人事院勧告に準じ、平成 21 年度 6 月期における期末・勤勉手当について条例附則で計 0.2 月分引き下げる特例措置を講じている。</p> <p>(2) 再任用職員</p> <table border="1" data-bbox="335 1178 1417 1547"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 21 年度</td> <td>期末</td> <td>0.7 月分(支給済 ※)</td> <td>0.8 月分(現行 0.85 月分)</td> <td>1.5 月分(現行 1.6 月分)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.3 月分(支給済 ※)</td> <td>0.4 月分(改正なし)</td> <td>0.7 月分(現行 0.75 月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.0 月分(支給済 ※)</td> <td>1.2 月分(現行 1.25 月分)</td> <td>2.2 月分(現行 2.35 月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 22 年度 以降</td> <td>期末</td> <td>0.65 月分(現行 0.75 月分)</td> <td>0.85 月分(改正なし)</td> <td>1.5 月分(現行 1.6 月分)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.35 月分(改正なし)</td> <td>0.35 月分(現行 0.4 月分)</td> <td>0.7 月分(現行 0.75 月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.0 月分(現行 1.1 月分)</td> <td>1.2 月分(現行 1.25 月分)</td> <td>2.2 月分(現行 2.35 月分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 21 年 5 月の人事院勧告に準じ、平成 21 年度 6 月期における期末・勤勉手当について条例附則で計 0.1 月分引き下げる特例措置を講じている。</p> <p>3 その他 給与水準の引下げに係る改定であるため、平成 21 年度 12 月期の期末手当の額に所要の調整を行うことにより、年間の給与についての実質的な均衡を図る。</p>		年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 21 年度	期末	1.25 月分(支給済 ※)	1.5 月分(現行 1.6 月分)	2.75 月分(現行 3.0 月分)	勤勉	0.7 月分(支給済 ※)	0.7 月分(現行 0.75 月分)	1.4 月分(現行 1.5 月分)	計	1.95 月分(支給済 ※)	2.2 月分(現行 2.35 月分)	4.15 月分(現行 4.5 月分)	平成 22 年度 以降	期末	1.25 月分(現行 1.4 月分)	1.5 月分	2.75 月分	勤勉	0.7 月分(現行 0.75 月分)	0.7 月分	1.4 月分	計	1.95 月分(現行 2.15 月分)	2.2 月分	4.15 月分	年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 21 年度	期末	0.7 月分(支給済 ※)	0.8 月分(現行 0.85 月分)	1.5 月分(現行 1.6 月分)	勤勉	0.3 月分(支給済 ※)	0.4 月分(改正なし)	0.7 月分(現行 0.75 月分)	計	1.0 月分(支給済 ※)	1.2 月分(現行 1.25 月分)	2.2 月分(現行 2.35 月分)	平成 22 年度 以降	期末	0.65 月分(現行 0.75 月分)	0.85 月分(改正なし)	1.5 月分(現行 1.6 月分)	勤勉	0.35 月分(改正なし)	0.35 月分(現行 0.4 月分)	0.7 月分(現行 0.75 月分)	計	1.0 月分(現行 1.1 月分)	1.2 月分(現行 1.25 月分)	2.2 月分(現行 2.35 月分)
年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数																																																												
平成 21 年度	期末	1.25 月分(支給済 ※)	1.5 月分(現行 1.6 月分)	2.75 月分(現行 3.0 月分)																																																												
	勤勉	0.7 月分(支給済 ※)	0.7 月分(現行 0.75 月分)	1.4 月分(現行 1.5 月分)																																																												
	計	1.95 月分(支給済 ※)	2.2 月分(現行 2.35 月分)	4.15 月分(現行 4.5 月分)																																																												
平成 22 年度 以降	期末	1.25 月分(現行 1.4 月分)	1.5 月分	2.75 月分																																																												
	勤勉	0.7 月分(現行 0.75 月分)	0.7 月分	1.4 月分																																																												
	計	1.95 月分(現行 2.15 月分)	2.2 月分	4.15 月分																																																												
年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数																																																												
平成 21 年度	期末	0.7 月分(支給済 ※)	0.8 月分(現行 0.85 月分)	1.5 月分(現行 1.6 月分)																																																												
	勤勉	0.3 月分(支給済 ※)	0.4 月分(改正なし)	0.7 月分(現行 0.75 月分)																																																												
	計	1.0 月分(支給済 ※)	1.2 月分(現行 1.25 月分)	2.2 月分(現行 2.35 月分)																																																												
平成 22 年度 以降	期末	0.65 月分(現行 0.75 月分)	0.85 月分(改正なし)	1.5 月分(現行 1.6 月分)																																																												
	勤勉	0.35 月分(改正なし)	0.35 月分(現行 0.4 月分)	0.7 月分(現行 0.75 月分)																																																												
	計	1.0 月分(現行 1.1 月分)	1.2 月分(現行 1.25 月分)	2.2 月分(現行 2.35 月分)																																																												

仮番	内 容																																								
5	議 案 番 号	第 8 2 号 議 案																																							
	議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																							
		<p>県費負担教員の給与の改定に準じ、市費負担教員の給与を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">21. 12. 1～ (平成 22 年度以降 の支給に係る分は、 22. 4. 1～)</p> <p>1 給料表の改定 給料月額についての引下げ（若年層を除く。）</p> <p>2 期末・勤勉手当の改定</p> <table border="1" data-bbox="335 683 1417 1048"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 21 年度</td> <td>期末</td> <td>1.25 月分(支給済 ※)</td> <td>1.5 月分(現行 1.6 月分)</td> <td>2.75 月分(現行 3.0 月分)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.7 月分(支給済 ※)</td> <td>0.7 月分(現行 0.75 月分)</td> <td>1.4 月分(現行 1.5 月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.95 月分(支給済 ※)</td> <td>2.2 月分(現行 2.35 月分)</td> <td>4.15 月分(現行 4.5 月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 22 年度 以降</td> <td>期末</td> <td>1.25 月分(現行 1.4 月分)</td> <td>1.5 月分</td> <td>2.75 月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.7 月分(現行 0.75 月分)</td> <td>0.7 月分</td> <td>1.4 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.95 月分(現行 2.15 月分)</td> <td>2.2 月分</td> <td>4.15 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 21 年度 6 月期における期末・勤勉手当について条例附則で計 0.2 月分引き下げる特例措置を講じている。</p> <p>3 平成 21 年 12 月 1 日以降に支給する給料の減額率の引下げ</p> <table border="1" data-bbox="363 1216 1206 1323"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給料</td> <td>0.4%</td> <td>2.4%</td> <td>△2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 21 年度	期末	1.25 月分(支給済 ※)	1.5 月分(現行 1.6 月分)	2.75 月分(現行 3.0 月分)	勤勉	0.7 月分(支給済 ※)	0.7 月分(現行 0.75 月分)	1.4 月分(現行 1.5 月分)	計	1.95 月分(支給済 ※)	2.2 月分(現行 2.35 月分)	4.15 月分(現行 4.5 月分)	平成 22 年度 以降	期末	1.25 月分(現行 1.4 月分)	1.5 月分	2.75 月分	勤勉	0.7 月分(現行 0.75 月分)	0.7 月分	1.4 月分	計	1.95 月分(現行 2.15 月分)	2.2 月分	4.15 月分	区分	改定後	改定前	改定率	給料	0.4%	2.4%	△2.0%
年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数																																					
平成 21 年度	期末	1.25 月分(支給済 ※)	1.5 月分(現行 1.6 月分)	2.75 月分(現行 3.0 月分)																																					
	勤勉	0.7 月分(支給済 ※)	0.7 月分(現行 0.75 月分)	1.4 月分(現行 1.5 月分)																																					
	計	1.95 月分(支給済 ※)	2.2 月分(現行 2.35 月分)	4.15 月分(現行 4.5 月分)																																					
平成 22 年度 以降	期末	1.25 月分(現行 1.4 月分)	1.5 月分	2.75 月分																																					
	勤勉	0.7 月分(現行 0.75 月分)	0.7 月分	1.4 月分																																					
	計	1.95 月分(現行 2.15 月分)	2.2 月分	4.15 月分																																					
区分	改定後	改定前	改定率																																						
給料	0.4%	2.4%	△2.0%																																						
	摘																																								
	要																																								

仮番	内 容		
6	議 案 番 号	第 8 3 号議案	
	議 案 名	損害賠償の額の決定及び和解について	
	摘 要	道路管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解	
1 損害賠償額		5 2 0 , 8 0 0 円	
2 事 故 内 容			
(1) 発生日時		平成 2 1 年 1 0 月 8 日 午前 4 時ごろ	
(2) 発生場所		安城市宇頭茶屋町地内	
(3) 経 過	上記地内の市道において、街路樹が、台風により相手方所有		
	の車庫に倒れかかったもの	3 相手方の損害の程度	車庫の屋根の損傷
4 過 失 割 合	安城市 1 0 0 % 相手方 0 %		
7	議 案 番 号	報 告 第 1 7 号	
	議 案 名	専決処分について	
	摘 要	交通事故による損害賠償の額の決定及び和解	
1 損害賠償額		9 , 9 5 2 円	
2 事 故 内 容			
(1) 発生日時		平成 2 1 年 7 月 2 2 日 午後 2 時 4 0 分ごろ	
(2) 発生場所		安城市横山町地内	
(3) 経 過		上記地内の市道において、公用車が信号機のない交差点を通	
	過しようとしたところ、交差する市道から当該交差点へ進入し	た相手方車両と接触したもの	
3 相手方の損害の程度	車体左前部の損傷		
4 過 失 割 合	安城市 2 0 % 相手方 8 0 %		
5 専決年月日	平成 2 1 年 1 0 月 2 0 日		

